

第一経理 ニュース

Daiichi Keiri

<http://www.daiichi-keiri.co.jp>

2020
No.733

5

■ 4つの「経営理念」

- ① 私たちは納税者の権利を守り中小企業と国民を大事にする税制をめざします。
- ② 私たちは中小企業のよい会社づくりを通してお客様の満足を追求します。
- ③ 私たちは身近でかけがえのないコンサルタントをめざします。
- ④ 私たちはお互いに成長し、豊かさを創造する職場づくりをめざします。

新型コロナウイルス感染症対策特別号

はじめに

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、私たちを未曾有の恐怖と混乱に巻き込んでいます。日本政府は感染爆発を防ぐため、4月7日に緊急事態宣言を発令し、指定地域の各都府県も、外出自粛を強く求める要請を発表しました。昨年10月の消費税増税、東京オリンピックの開催延期に続くトリプルパンチは、中小企業の経営に深刻なダメージを与えることとなります。政府は宣言に伴い、緊急経済対策として総額で100兆円を超える支援策を発表しました。

既に各融資窓口は大変に混雑しています。まずは、当面の資金確保が最重要です。今号では、少しでも早く皆様の経営に役立つ情報をお届けするために『新型コロナウイルス感染症対策特別号』として急遽、内容を変更いたしました。

なお、今後の具体的なご相談につきましては、弊社担当者へご遠慮なくお申し出ください。

第一経理の感染拡大防止のための取り組み

第一経理グループは感染拡大防止のために、以下の対応を行っております。お客様にはご不便、ご迷惑をおかけする場合がございますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 感染防止を第一とし、極力、人との接触がない状況にするため、社員は在宅勤務とさせていただきます。
2. お客様と担当者とのご連絡、ご相談は直接、携帯電話・メールで行うこととさせて頂き、訪問を原則自粛しております。ただし、状況に応じましては個別に対応をいたします。
3. Web会議が可能なお客様はWebでのお打合せとさせて頂きたくお願い申し上げます。

未来を信じて

今、世界中が協力して目に見えない敵と戦っています。私たちは、グループの総力を結集して皆様の経営をお守りしてまいります。「明けない夜はない。」未来を信じ、共にこの難局を乗り越えてまいりましょう。

第一経理グループ 代表 齋藤 正広

■ 緊急経済対策 -融資・給付金等-	2
■ 雇用調整助成金の活用を!	4
■ 保険会社の取り扱いについて	5
■ 税制上の措置	6
■ 定時株主総会の取り扱いについて	8
■ 許認可等の手続き	8
■ DDKコーナー、一一会文化行事企画中止のお知らせ	8

本特別号の情報は4月14日現在で作成しております。最新の情報は弊社担当者・各HPを参照ください。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 **一 融資・給付金等** 一

今回の新型コロナウイルス感染症に伴う経済・経営への影響は、リーマンショックの時と比べると「実態経済に大きな影響を及ぼしている」「世界的な影響がいつまで続くのか見通せない」ということが大きな違いとなっています。

影響が直撃している方も、まだ大きな影響が出ていない方もいらっしゃると思いますが、今できる最も重要なことは『早いうちに緊急融資や給付金・補助金等をフルに使い、手元資金を十分に確保しておく』こととなります。

1. 融資関係

大きく分けて『**民間金融機関等（保証協会）**』『**日本政策金融公庫（国民生活事業）**』『**商工組合中央金庫（商工中金）**』の3つのルートがあります。

(1) 民間金融機関等（保証協会）

通常の『**一般保証枠**（最大2.8億円、無担保の枠は最大8千万円）』の他に、別枠で①『**セーフティネット保証4号・5号**』、②『**危機関連保証**』という2つの枠組みが出来ました。

制度名	要件	借入限度額
①セーフティネット保証4号・5号	(i) 4号…全都道府県が対象。売上高が前年同月比▲20%以上減少等している場合、借入債務の100%保証での借入が可能。 (ii) 5号…対象となる587業種が対象。売上高が前年同月比▲5%以上減少等している場合、借入債務の80%保証での借入が可能。	最大2.8億円 (無担保：8千万円)
②危機関連保証	全国・全業種（一部対象外業種あり）の事業者が対象。売上高が前年同月比▲15%以上減少等する中小企業・小規模事業者に対して、借入債務の100%保証での借入が可能。	最大2.8億円 (無担保：8千万円)

『一般保証枠』『セーフティネット保証4号・5号』『危機関連保証』の3つがそれぞれ別枠となっているので、**要件を満たせば単純に今までの3倍に枠が広がっている…**とお考え下さい。また、これから国会審議が始まる補正予算が成立した場合、『セーフティネット保証4号』『危機関連保証』については**保証料・利息が当初3年間は免除**（『セーフティネット保証5号』の場合は保証料1/2のみ）となる見込みです（図①）。

ただし、売上高減少の認定は本店所在地等の所在する市区町村の認定が必要となり、窓口が混雑しているため時間がかかる可能性があることをご留意ください。また、**市区町村や都道府県によっては独自の制度融資（保証料の減免等）がある場合もあります**ので、金融機関や市区町村にご確認ください。

民間金融機関による信用保証付融資 ※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

<p>セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。</p>	<p>危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。 ※一部保証対象外の業種があります。</p>
<p>一般保証枠 (2.8億円) + SN保証枠 (2.8億円) + 危機関連保証枠 (2.8億円)</p>	<p>信用保証付融資における保証料・利子減免 セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。</p>

図 1

(2) 日本政策金融公庫（国民生活事業）

通常の『**一般貸付（最大4.8千万円）**』の他に、別枠で①『**新型コロナウイルス感染症特別貸付**』、②『**セーフティネット貸付**』、の2つの枠組みがあります。

制度名	要件	借入限度額等
①新型コロナウイルス感染症特別貸付	最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期比▲5%以上減少等した場合に借入が可能。 利率は「0.46%」（基準金利の▲0.9%）。かつ、売上高が▲15%（会社規模によっては▲20%）以上減少している場合は0.46%についても利子補給対象（実質無利息）。	限度額：6千万円以内 運転資金：15年以内 据置期間：5年以内
②セーフティネット保証	売上高の減少要件なし。 広く使える融資枠。	限度額：4.8千万円以内 運転資金：8年以内 据置期間：3年以内

その他、**小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）**も通常の枠（2,000万円）に**別枠 1,000万円・実質無利息**が設けられております。

民間金融間に先駆けて実質無担保・無利息を打ち出したため、こちらもかなり窓口が混雑しており、特に新規取引（初めて日本政策金融公庫を使う）となる場合は「書類提出～面談～実行」という手順を踏むため、かなり時間がかかる可能性があります。

（3）商工組合中央金庫（商工中金）

上記（2）の日本政策金融公庫と同様の『新型コロナウイルス感染症特別貸付』の枠組みがあります。

制度名	要件	借入限度額等
新型コロナウイルス感染症特別貸付	最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期比▲5%以上減少等した場合に借入が可能。 利率は所定利率の▲0.9%＋一定要件を満たした場合は特別利子補給（当初3年間のみ）により実質無利息。	限度額：3億円以内 運転資金：15年以内 据置期間：5年以内

（4）その他

「**経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）**」に加入されている方は、得意先が倒産した際には無担保・無保証人で掛金の最高10倍（上限8,000万円）まで借入れが可能となっています。

また、補正予算において「**小規模企業共済**」に加入されている方に対して、掛金納付額の範囲内での無利子融資の実行について述べられていましたので、成立した場合にはこちらも使うか検討が必要になるかと思えます。

現状、かなり様々な融資制度が乱立しており、その要件や優遇措置もバラバラとなっております。どの制度を使うべきか迷われた場合には、担当者までご相談ください。
その上で、いずれの制度も「借入」ですので、将来的には返済していく必要があることも考慮しつつご検討ください。

2. 給付金・補助金関係（雇用調整助成金以外）

（1）持続化給付金（仮称）

補正予算の成立が前提となっている給付金ですが、会社や事業者にとっては「真水」となる給付金です。まだ詳細な内容については発表されていないため、決まった段階において改めてご案内いたします。

給付対象者	給付額の計算式	給付限度額
中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により 売上が前年同月比で50%以上減少している者。	前年の総売上（事業収入） －（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）	法人：200万円以内 個人事業者等： 100万円以内

（2）生産性革命推進事業

既存の「ものづくり補助金」等について、補助率の拡大や対象資産の拡充が行われます。

- ① **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）**
（補助上限：最大1,000万円、補助率：1/2 → 2/3へ引上げ）
- ② **小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）**
（補助上限：最大50万円 → 100万円へ引き上げ、補助率：2/3）
- ③ **サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）**
（補助額：30～450万円、補助率：1/2 → 2/3へ引き上げ）

（3）その他

個人の方向けの30万円給付となる『生活支援臨時給付金（仮称）』等、さまざまな給付金・補助金が検討されておりますので、確定し次第要検討を含めてご案内いたします。

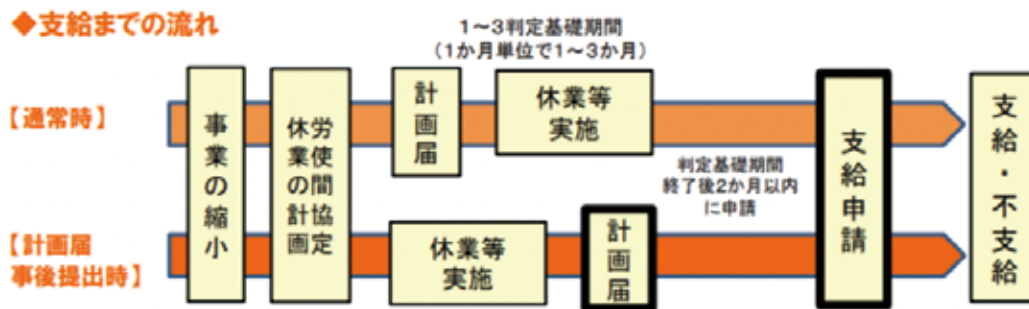
雇用調整助成金の活用を！

受給要件をチェック

コロナ禍の緊急事態にあって、中小企業の存続は日本経済にとって、また、日本で働く人々にとって最優先すべきことだと思います。融資を受けることや税・社会保険料の納付猶予を受けることはもちろん、従業員を雇いながら、不安を抱えている事業主は、以下をチェックして、受給できるかどうかを確認してください。

- ①労働保険に加入している。
 - ②売り上げや販売量が前年同月比5%以上下がっている
 - ③今年1月24日以降、従業員に自宅待機をさせ、その分の補償を6割以上支払っている
- 要件を満たせば、以下のフローを参考にして申請をしてください。

出典：厚生労働省リーフ



雇用調整助成金とは？

雇用調整助成金は、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、賃金を補償しつつ雇い続けた場合に受給できる助成金です。リーマンショック、その後は東日本大震災の影響で売り上げが減った多くの会社がこの助成金を受給して、雇用を維持しました。今般のコロナウイルスは、日を増すごとに経済的な悪影響が拡大し、先が見えないばかりか、事業主や従業員、顧客に陽性が出て、営業休止せざるを得ないところも出てきて

います。

そもそも、事業主は、会社都合で従業員を休業させた場合に平均賃金の6割以上を補償する義務を負っています。例えば、コロナウイルスの影響で、資材が入ってこず、製造ができないとか、旅行者の激減で間引き営業させざるを得ないとか、自治体の要請で外出自粛が出て、店休するなどの場合に、従業員に賃金の6割以上を補償して計画的に休業させた場合に受給できるのが雇用調整助成金です。

受給要件の拡充

ここ数週間での感染拡大を受け、厚生労働省は3月28日に雇用調整助成金のコロナウイルスに係る特例を以下のようにさらに拡大しました。

- ① 5月30日までとされていた休業計画届の事後提出を6月30日まで延長（計画届と申請の同時手続きも可能）
- ② 売上等の基準を見る生産指標要件を10%以上の低下から5%以上の低下へと変更
- ③ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に
- ④ 支給限度日数100日分を受給しても4月1日～

6月30日までは別枠で受給できる

- ⑤ 助成率が中小企業 2/3 → 4/5、大企業 1/2 → 2/3 へ引き上げられ、解雇等を行わない場合の助成率は、中小企業 9/10、大企業 3/4 へ

この拡充で、飲食店で学生アルバイトが多いとか、旅館業で雇用保険に入っていないパート従業員が多いという事業主も支給の対象になり、6月30日までは計画届と申請書を同時に出せるので、急な外出自粛要請で前日に休みを決めて休ませたという場合も対象になりました。

受給金額は？

一部報道では、従業員の給与の9割が戻ってくると誤解させるような記載が見られますが、最高8,330円/日額で、計算方法は異なるので、注意が必要です。

たとえば、前年の雇用保険被保険者の平均賃金日額が12,000円で、休業手当として従業員に6割を支給した場合の助成金は下記の計算で行

います。

$$12,000 \text{ 円} \times 0.6 \times 0.9 = 6,480 \text{ 円}$$

仮に、従業員5名を月に10日ずつ休ませた場合、

$$50 \text{ 日} \times 6,480 \text{ 円} = 324,000 \text{ 円}$$

となります。また、支給申請をしてから入金までには2か月程度かかるので、資金繰りが厳しい会社はタイムラグを見込む必要があります。

再度の要件拡充

計画届と支給申請を同時にできるというのは、雇用調整助成金の申請では初めてのことです。急な外出自粛要請で計画が立てられないまま休業を命じた場合や、人の往来が全くないために急遽明日以降は休業を命ずることにしたというようなケースでも、事後に休業した日程を計画届に書けば支給対象になります。これは、中小零細の企業にとってはとても有利なことです。ただ、これによって不正受給の増加も懸念されることです。申請には添付書類の賃金台帳やタイムカードにより、休業と賃金支給の事実確認を行いますので、いわゆる開店休業のような手待ち時間を労働時間とみなさず、休業扱いとして助成金を申請することはできません。事後

に、助成金の調査が行われることもありますので、注意が必要です。

特例の拡充は毎週行われ、かつニーズが増えてきていることから、助成金の申請受付をするハローワークは電話が繋がらない状況になってきています。4月10日にさらなる拡充で、

- ①時間単位の休業は全員を一斉にしなければならないが、この要件を緩和する
- ②休業をおこないつつ、残業がある場合は、助成金額を相殺していたが、これを停止
- ③支給迅速化のための事務処理体制の強化(2ヵ月かかっているものを1ヵ月に早める)
- ④手続きの簡素化(記載項目の半減)を行う旨の通知がありました。

FP 事業部

新型コロナウイルス感染症(新型肺炎)の保険会社の取り扱いについて

保険金、給付金のお支払について

生命保険や損害保険の保険金・給付金のお支払につきましては第一経理ニュース3月号をご参考にして頂ければと思いますが、この間の変更点として、新型肺炎によりご自宅や病院以外の臨時施設(ホテル等)にて医師の管理下で療養された場合も医療保険の入院給付金のお支払対象になることとなりました。

契約者貸付の利息免除について

生命保険では積立でいた解約返戻金から一定の範囲内で貸付を受けることができます。

通常は金利2%~3%位(保険種類や契約時期によって異なります)となりますが、今回は法人契約、個人契約問わず金利0%でご利用頂けます。

この金利0%の適用期間は2020年9月30日までの期間限定とはなってしまいますが、お手続きをしてから一週間程度で入金されますので、銀行

等の融資に時間が掛かるような場合は、取り急ぎ契約者貸付を受けて当座の資金繰りに充て、融資がおりたらこちらを返済する、というように活用することもできます。

金利	年利0.0%
特別金利適用期間	2020年9月30日まで
受付期間	2020年5月31日 もしくは6月1日

保険料払込の猶予について

保険料の払込が一時的に困難となった場合、最大で9月30日まで払込が猶予され、保障を残しながらも保険料支払いを先延ばしすることができます。(一部例外の保険会社あり)こちらを利用する際には前もって保険会社に連絡が必要となります。

こちらは払込免除ではないため、猶予期間満了までに未納だった保険料を一括で払い込む必要があります。

新型コロナウイルス感染症対策の税制上の措置

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」）の影響により、休業を余儀なくされている事業者や売上激減に伴う資金繰りの悪化などに伴い、税制上においても各種の措置が取られています。

主たる内容としては大きく以下の3つに区分されます。

- ①申告・納付期限の延長
- ②納税の猶予
- ③減税措置

申告・納付期限の延長

(1) 個人事業者の申告所得税、贈与税及び消費税

先般、感染症拡大防止の観点から令和2年4月16日まで延長されたところですが。

しかし、感染症の影響により、上記の**期限内に申告ができない方については期限を区切らずに令和2年4月17日以降であっても申告書の作成が可能となった時点で税務署へ申し出れば申告期限の延長の**

取扱いをすることになりました。

なお、振替納税の振替納付日は以下の通りとなります。

<振替納税日>		
税目	令和2年4月16日までに申告	令和2年4月17日以降に申告
申告所得税	令和2年5月15日（金）	税務署より個別に連絡
消費税（個人事業者）	令和2年5月19日（水）	税務署より個別に連絡

(2) 法人税、法人の消費税及び源泉所得税

感染症の影響により、**その期限までに申告・納付ができない場合には申請をすることで期限の個別延長が認められます。**なお、申請については申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告期限・納付期限延長申請」である旨を付記します。

この場合の申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日になります。

また、源泉所得税については、納付を行う際に以下のように記載をします。（財務省資料より）

納税の猶予

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が減少した（前年同月比20%以上減少）すべての事業者について無担保かつ延滞税なしで納税が猶予されます。

なお、対象税目は令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する法人税、消費税、申告所得税、固定資産税など基本的に

すべての税目となります。また、これらのうちすでに納期限が過ぎている未納の税目についても、遡ってこの特例を利用することができます。

また、申請手続について関係法令の施行から2か月後又は納期限のいずれか遅い日までに申請が必要となります。

減税措置

(1) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減

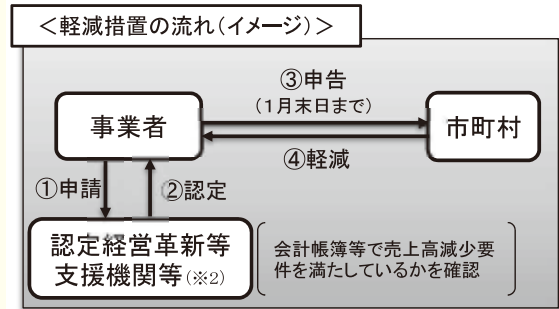
感染症の影響により厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、**償却資産と事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税の負担を軽減**します。

対象としては以下の要件を満たす中小事業者等で以下に掲げる割合を軽減します。

2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

(2) 中小企業経営強化税制の拡充

中小事業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合には、即時償却又は7%の税額控除



(※2) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など (税理士、公認会計士、弁護士など)

また、申告にあたり令和3年1月31日までに認定支援機関等の認定を受けて各市区町村に申告します。(総務省資料より)

が認められていますが、その対象設備にテレワーク等のための新たな類型を追加しました。

その他

(1) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

住宅ローン控除について、感染症の影響により**令和2年12月31日までに入居出来ない場合**であっても、**以下の期日までに住宅取得契約を行っており、かつ、令和3年12月31日までに入居**していれば控除期間が13年に延長された**住宅ローン控除を適用することができる**ようになりました。

	契約日
新築	令和2年9月30日まで
建売住宅、中古住宅、増改築	令和2年11月30日まで

(2) 業績が悪化した場合の役員給与の減額

役員給与について定期同額給与の関係から期中で減額改定を行った場合には損金に算入できないというペナルティがあります。

しかしながら、感染症の影響により外国からの入国制限や外出自粛要請などが行われたことで主要な売上先である観光客が減少し、当面の間、営業時間の短縮や従業員の出勤調整といった事業活動を縮小する対策を講じている場合やイベント開催を請け負っている事業についてイベント等の開催中止要請等があったことにより予定した収入がなくなった場合など感染症の感染拡大が防止されないかぎり業績が回復する見込みがなく、役員給与等の減額等といった経営改善策を講じなければ客観的な状況から判断して、今後の経営環境が著しく悪化することが避けられない場合には役員給与の減額改定は業績悪化事由により改定に該当し定期同額給与として認められます。

(3) その他の事項

その他以下の事項が新たに設けられました。

- ① 欠損金の繰戻しによる還付・・・資本金1億円超10億円以下の会社にも適用できるようにする
- ② 中止されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者・・・寄付金控除の対象とする
- ③ 特別貸付に係る契約書の印紙税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・非課税とする
- ④ 消費税課税事業者選択・・・売上が著しく減少した場合は課税期間開始後に課税選択の変更可能

司法書士法人第一法務

感染症の拡大にともなう**定時株主総会**の取り扱いについて

法務省は、今般の感染症に関連して、定款で定めた時期（事業年度終了後3ヶ月以内と定めているケースが多い）に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合における定時株主総会の開催について、その状況が解消された後合理的な期間内に開催すればよいという見解を示しております。

また、株主総会を開催する場合に、株主総会への出席を控えるように呼び掛けること、会場に入場できる株主の人数を制限すること、入場できる株主を事前登録制とすること、発熱や咳の症状のある株主の入場を断ることや退場を命じることなどは可能であるとしております。

ただし、このような制限を設けて株主総会を開催する

場合には、委任状による議決権の代理行使や、書面による議決権行使により、出席しなくても議決権を行使できることを通知することや、WEB会議システム等を利用した株主総会への出席を認めるなどにより、できるだけ株主の権利行使や株主総会への参加機会の確保に努める必要があります。

なお、「株主全員の同意」が得られれば、株主総会を開催することなく、書面のみで株主総会を成立させることも可能です。

※上記の取扱いは、一般社団法人や一般財団法人その他の法人についても同様であると考えられます。

行政書士法人 第一パートナーズ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う**許認可等の手続き**

料飲店は期限付酒類小売業免許の申請ができます

酒類の販売には酒類小売業免許が必要ですが、飲食業を営む方がその店舗において酒類を販売できるよう、期限付きの免許制度が創設されました。この免許は、①6月30日までに申請が必要で、②免許の付与から6ヶ月の期間限定です。また③在庫および既存の取引先からの仕入れの販売に限られ、④自治体等から各種の要請等がある場合これに従うことが条件とされています。

許可期限の延長等の措置はありません

建設業許可・産業廃棄物収集運搬業許可・宅建免許等において、一部期限の延長が検討されている許可もご

ざいますが、4月14日時点で期限の延長について正式に決定されておられません。ただし、本来窓口での申請等が必須となっている手続きの一部について、郵送での申請等が認められております。ご自身でお手続きされる場合は、各行政庁のHP等をご確認ください。

一方、許認可の取得・更新に講習会の受講が必要なものもございますが、講習会自体が中止になっております。これらについては、未受講での更新申請を認める・在宅での講習を実施する等の措置が取られています。ただし、未受講での更新申請を認めるものでも、講習会が再開した後受講し修了証等を提出する必要があります。

INFORMATION

DDK DDKコーナー

▶第28回総代会のお知らせ

2020年組合総代会を、次のとおり開催します。

・日時 5月28日（木）午後4時～午後4時45分

・場所 豊島区池袋 リビエラ

〈記念講演〉午後5時～午後6時30分

「世界の構造変化と日本及び日本企業の針路」

・講師 寺島 実郎氏

（一般財団法人日本総合研究所会長、多摩大学学長）

※なお、緊急事態宣言による国・行政からの要請など、諸々の状況を考慮し予定を変更することがあります。

●お申込み・問い合わせは ☎03 (3980) 8298

一・一會コーナー

新型コロナウイルス感染症に伴う 一・一會文化行事企画中止のお知らせ

昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止と現下の状況に鑑み、また、参加者の健康と安全確保を考え、7月の一・一會文化行事企画は開催を中止させていただくことといたしました。

会員様には大変恐縮ですが、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

放言三昧

今回の特別号は、編集・印刷・配送に係わる業者の皆様のご協力により、皆様のお手元に届けることができました。感謝申し上げます。毎日情報が更新されていますのでその点ご配慮をお願いしたい

と思います。

「援助金・補償金」の支給を表明する自治体も出てきました。国民、中小企業に対する政策の中心に据えるべきだと考えます。

(元)